

仕様書

1 件名
電子複写機（リコー製）保守業務

2 対象機種等

設置場所	機種	年間使用予定枚数
水産庁開洋丸 (①)	MPC3003SP #711251 (モノクロ)	14,000
	〃 (カラー)	12,000
	MPC3003SP #711260 (モノクロ)	10,000
	〃 (カラー)	13,000
	IMC3000 #712659 (モノクロ)	6,000
	〃 (カラー)	5,000
水産庁照洋丸 (①)	MPC3003SP #712361 (モノクロ)	9,000
	〃 (カラー)	5,000
	MPC3003SP #712381 (モノクロ)	2,000
	〃 (カラー)	3,000
	MPC305SP #115398 (モノクロ)	4,000
	〃 (カラー)	2,000
水産庁東光丸 (②)	MPC3302 #710628 (モノクロ)	29,000
	〃 (カラー)	12,000

水産庁白嶺丸 (③)	IMC3000 301C #633316 (モノクロ)	17,000
	〃 (カラー)	9,000
	MPC307 3F86 #622103 (モノクロ)	4,000
	〃 (カラー)	3,000
	MPC307 3F86 #621543 (モノクロ)	8,000
	〃 (カラー)	10,000
	MPC307 3F86 #622200 (モノクロ)	1,000
	〃 (カラー)	1,000
	MPC307 3F86 #621584 (モノクロ)	1,000
	〃 (カラー)	1,000
水産庁白鷺丸 (④)	IMC3000 301C #632862 (モノクロ)	26,000
	〃 (カラー)	14,000
	MPC307 3F86 #622151 (モノクロ)	3,000
	〃 (カラー)	2,000
	MPC307 3F86 #621612 (モノクロ)	10,000
	〃 (カラー)	4,000
	MPC307 3F86 #621616 (モノクロ)	2,000
	〃 (カラー)	1,000
	MPC307 3F86 #622161 (モノクロ)	6,000
	〃 (カラー)	7,000

3 上記船舶の主たる係留岸壁（設置場所①、②、③、④）

- ①東京港晴海埠頭H 3 岸壁
- ②東京港晴海埠頭H I 岸壁
- ③境港市大正町 1 番地先岸壁
- ④新潟市中央区万代島 7 丁目地先岸壁

4 保守基本条項

受注者の責任において、常時良好な使用状態を保つため下記細目にて使用機器に精通したカスタマエンジニアによる十分な訪問保守（全国対応）が図れること。

(1) 保守受付日程

月～金曜日（ただし、祝日を除く）

(2) 保守受付日時

9：00～17：30

(3) 保守可能範囲

本契約は、船舶に対する契約であるため、日本国内全ての地域（主に港）における対応が可能であること。

(4) 保守受付対応

受付専用ダイヤルで、日本語による受付対応が可能であること。

特別の事情がない限り、連絡後速やかに対応すること。

(5) 保守管理受付番号

保守連絡先ほか一連の管理番号を表記したシールを当該機械に貼付すること。

(6) 定期点検

複写枚数に応じ、点検整備を実施すること。尚、作業に一定時間（1時間）以上を要する場合、事前に管理担当者の了解を得た上で作業を実施すること。

(7) 保守料金設定

保守料金は、1枚ごとにコピー単価を設定するものとする。

(8) 保守料金請求

保守料金請求については、四半期毎に任意書式にて仕様枚数を担当職員に報告し、確認を受けた後、コピー単価を乗じた金額を請求するものとする。ただし、テストコピー及び不良コピーとして算出された期間使用枚数よりモノクロは2%、カラーは3%（ただし、IMC3000、MPC307はモノクロ及びカラー1%）を控除すること。

5 保守詳細条項

(1) 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等含む）は、保守費用に含むものとする。

(2) 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。

(3) 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く）費用については、本契約に含むものとする。

- (4) 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。
- (5) 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。
- (6) 以下の場合については、本契約の対象外とする。
 - ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合
 - ・使用者の故意又は過失による生じた故障修理の場合

6 保守体制

- (1) 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。
- (2) 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。
- (3) 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。
- (4) 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

7 トナー供給

複写機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

8 保守実施報告

- (1) 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。
- (2) 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

9 安全の確保

- (1) 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。
- (2) 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用するなどしてはならない。
- (3) 秘密保持の観点より、「ISMS認証」又は「BS7799-2:2002」若しくはこれと同等の資格を取得していること。

10 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じて打ち合わせを行うこと。